

平成29年度

学校いじめ防止基本方針

大和市立つきみ野中学校

はじめに

全国で、いじめが原因と思われる痛ましい事件が続き大きな社会問題となっています。このようななか、中学校ではいじめ問題の解消に向けて、その在り方が厳しく問われ、具体的かつ、きめ細やかな対応を早急に行うことが必要です。

いじめは人権を阻害する絶対に許されない行為であることを、あらゆる教育活動の場において、生徒に指導していかなければなりません。

つきみ野中学校においても、いじめの未然防止の取組推進、早期発見・早期対応ができる組織体制づくりや保護者及び関係諸機関との連携を図った対応を行うことが大切です。それと同時に、いじめの未然防止や的確な対応のための生徒指導も必要です。さらに、校内研修等を通じて、教師自身の人権感覚を磨くことが重要です。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

〈つきみ野中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢〉

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。

すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められています。

学校、家庭、地域社会にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはなりません。

つきみ野中学校では、「**いじめは絶対に許されない**」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人ひとりに徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。

いじめ防止のためには、全ての生徒が充実した学校生活を送ることが大切です。そのためには、全ての生徒が参加できる「わかる授業」の工夫に努めます。

また、日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、アンケート調査や個人面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止められるよう、日頃からの信頼関係の構築に務めます。

さらに、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たります。

〈いじめの禁止〉

本校生徒は、いじめを行ったり、見過ごしたり、傍観したりしてはいけません。

【新定義】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
平成18年度変更

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
平成24年度追記

- (注1) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視するということである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

〈学校及び職員の責務〉

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ②生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ③交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

- ④いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ⑤生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ①いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回(6月・1月)
 - ・生徒対象生活アンケートの実施 年3回(4月・8月・1月)
 - ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査
年2回(4月・8月・1月)
 - ・hyper-Q U実施 年2回(6月・10月) 平成29年度も1年のみ実施。
 - ・Y-P(横浜プログラム)の実施
- ②生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談窓口の設置 1年平井 2年柴崎・高田 3年金原 学校小桐間
- ③相談・通報のあった事案および、生徒の日常のようすに対し「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ④いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ④いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ⑤いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑥はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ⑦いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等

と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、週に1回程度開催します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

校長・教頭・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・学年生徒指導担当
特別支援教育担当・養護教諭で構成する。

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正・いじめに関する相談・通報への対応
- ②いじめの判断と情報収集
- ③いじめ事案への対応検討・決定
- ④いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

校長・教頭・生徒指導主事・教育相談コーディネーター・学年主任・学年生徒指導担当
特別支援教育担当・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。

※事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ①発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ②調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ③大和市教育委員会への調査結果報告

- ④調査結果の説明について、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ①いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組みに関すること